

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案）に対する意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成27年10月13日（火）～平成27年11月12日（木）		
意見提出者数	1人	意見件数	2件

No.	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1	総論	特定個人情報の提供について条項を加えるべきではないか。 教育委員会との提供がある場合は、条例に加えた方がいい。	1件	教育委員会への特定個人情報の提供についてですが、当面の間は個人番号を利用せず、平成29年7月に予定されています他の地方公共団体との接続にあわせて、教育委員会の事務の流れについて見直し及び関係例規の整備を検討していく予定です。
2	（個人番号の利用範囲） 第4条の2	4条2は、市長と教育委員会を一緒にしない方がいい。	1件	第4条第2項については、つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務について市長が特定個人情報を利用するための規定です。